

能代産業廃棄物処理センターに係る 特定支障除去等事業実施計画（案）について

環境整備課

1 経緯

延長された産廃特措法に基づく新たな実施計画（現行実施計画の変更）（案）については、専門家による検討を経て、地元住民団体や能代市の意見を聴いて取りまとめ、県環境審議会から適当である旨の答申を得ている。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| H24. 10. 25 | 第1回環境保全対策部会（部会長：菅原拓男秋田大学名誉教授） |
| 11. 3 | 第1回検証委員会（委員長：小賀野晶一千葉大学法経学部長） |
| 11. 20 | 第2回環境保全対策部会 |
| 11. 23 | 第2回検証委員会（地元住民団体からの意見聴取、1. 10 報告書提出） |
| 12. 10 | 県議会福祉環境委員会 |
| H25. 1. 11 | 第3回環境保全対策部会 |
| 1. 15 | 能代市への意見照会（1. 30 能代市環境審議会開催、1. 31 回答） |
| 1. 18 | 環境対策協議会（能代市、地元住民団体等と協議） |
| 1. 22 | 行政対応検証ヒアリング（環境省） |
| 1. 28 | 県環境審議会に諮問（2. 4 県環境審議会開催、2. 5 答申） |
| 2. 5 | 原状回復特定事業に関する調査会（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団） |

2 実施計画（案）の概要（別添のとおり）

今後、環境大臣に協議を行い、年度内に同意を得て、平成25年度以降は新たな実施計画に基づく環境保全対策を実施していく。

3 検証委員会による検証結果の概要

産廃特措法の適用を受けるため前回の検証委員会が平成16年6月までの県の対応を検証していることから、同年7月以降の対応を検証した結果、概ね妥当と評価されたものの、1，4-ジオキサン対策の強化などが求められた。

- | | |
|---|---|
| ① | 原因者に対する責任の追及 |
| | ・関係者に対する措置命令の発出、元経営者の告発など、実施すべき措置は適切に講じていると評価する。 |
| ② | 行政代執行等 |
| | ・これまでの県の環境保全対策については、処分場周辺の蒲の沢、南沢、大館沢のベンゼン等のVOCの値が、概ね環境基準値以下に低減しており評価する。 |
| | ・処分場内外で検出されている1，4-ジオキサンについて、引き続き注意深く監視するとともに、その除去促進に取り組む必要がある。 |
| ③ | 行政代執行及び事務管理に要した費用の徴収 |
| | ・実施すべき措置は、ほとんど講じていると評価する。 |
| | ・引き続き、関係者への費用請求、資産調査、資産の差押・換価等により、可能な限り徴収に努める必要がある。 |
| ④ | 地元市及び住民への対応 |
| | ・地元と良好な関係を築いており、地元住民団体からも高い評価を得ている。 |
| ⑤ | 再発防止対策への対応 |
| | ・前回の検証後、新たな事案は発生しておらず十分な再発防止対策を講じていると評価する。 |
| | ・引き続き、警察及び地元住民等との連携を図り、更に監視体制を強化する必要がある。 |

(参 考)

【能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策部会】

部会長 菅原拓男	国立大学法人秋田大学名誉教授
及川洋	国立大学法人秋田大学教授
川上洵	国立大学法人秋田大学名誉教授
肥田登	国立大学法人秋田大学名誉教授

【能代産業廃棄物処理センター検証委員会】

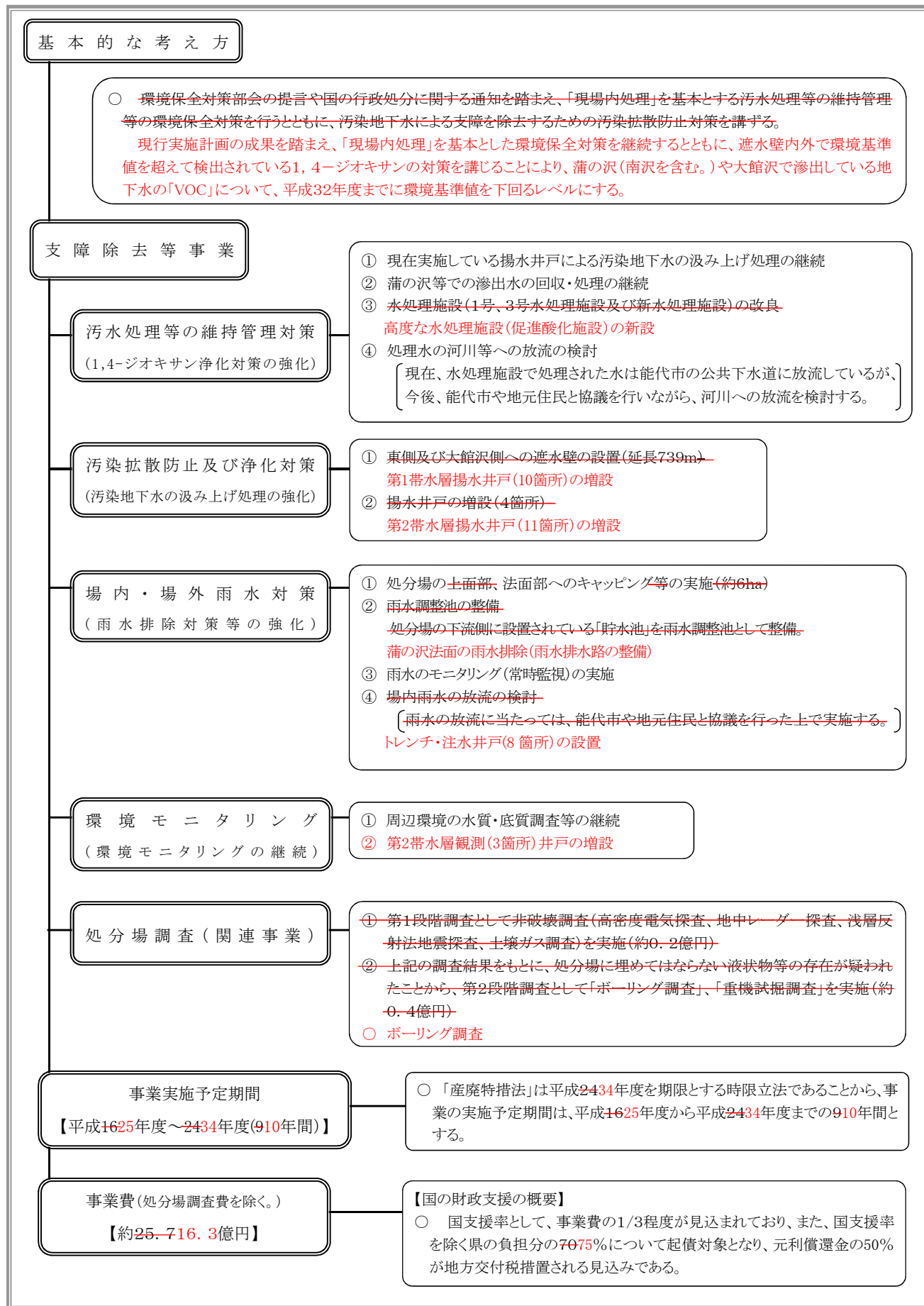
委員長 小賀野晶一	国立大学法人千葉大学法経学部長
湊貴美男	弁護士（湊法律事務所）
菅原拓男	国立大学法人秋田大学名誉教授
本橋豊	国立大学法人秋田大学理事、副学長

【能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会】

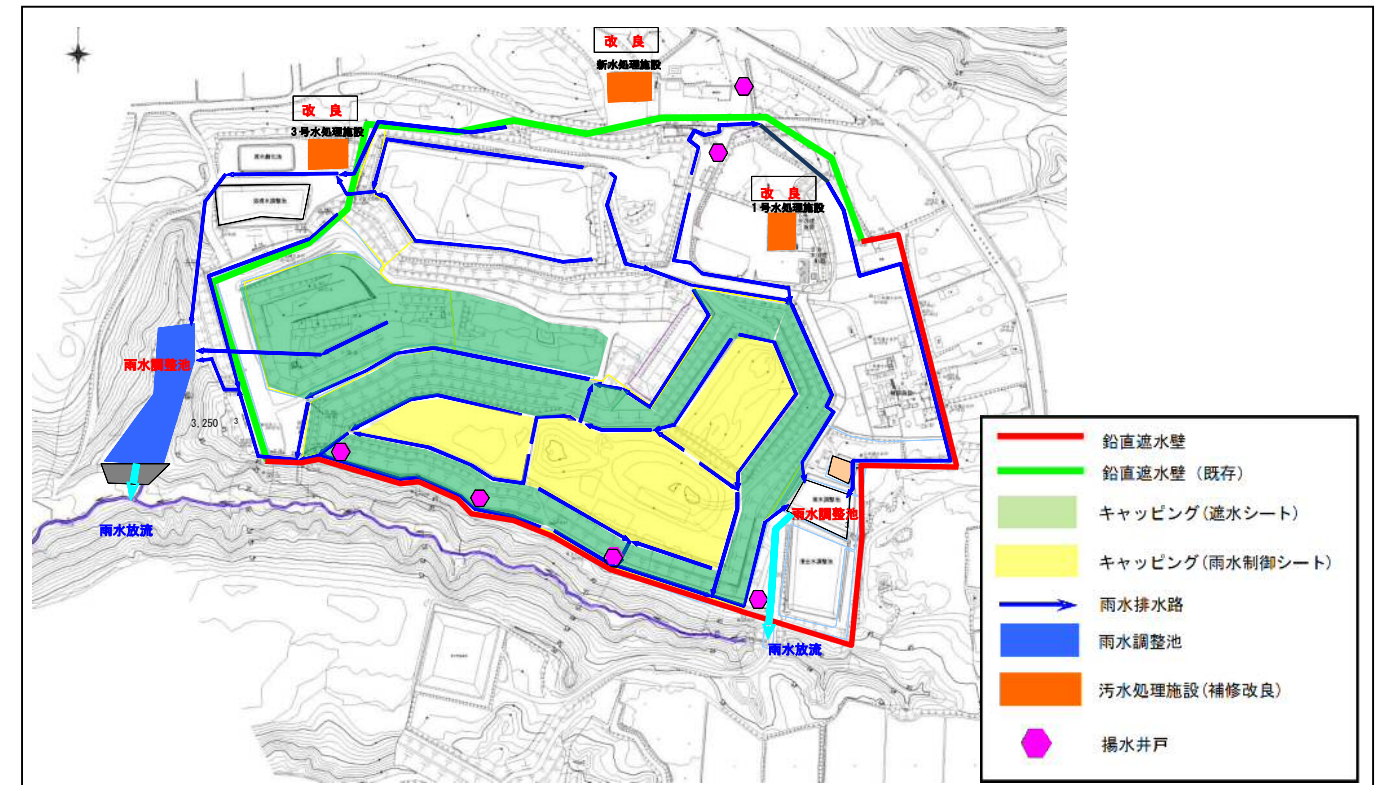
協 議 会 の 構 成 団 体
能代市浅内財産区、浅内自治会、小野沢自治会、能代南土地改良区、浅内水利組合 能代の産廃を考える会、能代市、秋田県

変更実施計画(案)の概要

特定支障除去等事業全体計画図



現行実施計画



変更実施計画

